

京丹後市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成22年度実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成22年11月15日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象

平成21年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせた指定管理者

（1）財団法人京丹後市公園緑化事業団

対象施設：京丹後市峰山途中ヶ丘公園、京丹後市峰山総合公園

所管課：建設部 都市計画・建築住宅課

（2）奥山たいけん村

対象施設：京丹後市奥山自然たいけん公園、京丹後市茶屋あそび石

所管課：商工観光部 観光振興課

3 監査の範囲

平成21年度の施設管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の期間

平成22年9月17日から平成22年11月12日まで

（監査実施日：平成22年10月25日）

5 監査の方法

公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、適正かつ適切に行われているか、また、積極的に利用促進に努められているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、団体役員等から説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

6 監査の結果

(1) 財団法人京丹後市公園緑化事業団

ア 団体の概要

民有地の緑化、公園緑地整備等による緑地保全を促進し、緑化思想の普及啓発等を行うことにより、京丹後市における都市緑化を推進し、もって地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを目的に、平成6年4月に設立された。緑を大切にする市民意識の高揚を図るとともに、都市公園の円滑な管理運営や健全な利用を通して、スポーツ・レクリエーションの振興に努めている。

イ 指定管理施設の概要

(ア) 峰山途中ケ丘公園

管理棟、多目的グラウンド、サブグラウンド、グラウンドゴルフコース、大型木製遊具、多目的広場、ジョギングロード

(イ) 峰山総合公園

峰山球場、サブグラウンド、テニスコート（6面）

ウ 指定管理期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

エ 指定管理料及び利用者数等（平成21年度）

施設名	指定管理料	利用者数	総来園者数
峰山途中ケ丘公園	29,900,000 円	26,048 人	93,012 人
峰山総合公園		29,360 人	75,030 人

オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき適切に執行されており、経理事務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられた。

(ア) 平成21年度の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書の提出が、指定管理業務仕様書に定められた前年10月末日まででなく、平成21年4月14日であった。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次の改善・検討すべき事項が見受けられた。

(イ) 指定管理業務に係る収支状況（収支差引額）の把握が不十分であった。基本協定書第8条には、事業報告書に「管理経費の収支決算」を記載することが規定されている。指定管理者を指導するとともに、提出された書類の確認を徹底されたい。

平成20年12月に新しい公益法人法が施行されたことに伴い、法人としてのあり方をこの数年で決断しなければならない難しい情勢にあるも、指定管理者は、平成20年度に開設したホームページを通じて積極的なPRと情報開示に努め、利用促進を図られている。

施設の老朽化やトイレの管理面、駐車場の不足など課題も多々あるが、今後とも、当該施設が住民の皆さんをはじめ多くの方に有効に利用され、また満足してもらえるように、引き続き指定管理者との連携を密にし、適切な指導を行われたい。

(2) 奥山たいけん村

ア 団体の概要

久美浜町奥山・二俣地区の農林業の振興と地域の活性化を図ることを目的に、平成17年4月に設立された。奥山自然たいけん公園及び茶屋あそび石の管理・運営を主たる業務として活動している。

イ 指定管理施設の概要

(ア) 奥山自然たいけん公園

管理棟、バンガロー（5棟）、炊事舎、テントサイト（4基）

(イ) 茶屋あそび石

木造平屋建（食堂、売店）

ウ 指定管理期間

平成18年9月1日から平成23年3月31日まで

エ 指定管理料及び利用者数（平成21年度）

施設名	指定管理料	利用者数
奥山自然たいけん公園	614,000 円	1,506 人
茶屋あそび石		2,114 人

オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき適切に執行されており、経理事務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられた。

(ア) 実績報告書に添付の自主事業に係る収支決算書において、一部の仕入額が未計上となっていた。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次の改善・検討すべき事項が見受けられた。

(イ) 自主事業として「入園のみの団体利用者に清掃協力費を負担してもらう」こ

とを認めている。団体の定義も不明確であり、ホームページにもその記載はない。入園料（清掃協力費）を徴することがはたして条例の趣旨に叶っているのか疑義を持つところである。自主的な事業として相応しいのか、再度検討されたい。

(ウ) 実績報告書に添付の施設の利用状況に係る資料において、利用人数が一部不整合であるも点検できていなかった。提出された書類の確認を徹底されたい。

総体的にアウトドア客が減少し、また施設の老朽化や獣害対策など条件的に厳しいものがあるなか、指定管理者は、平成21年度にホームページを開設するとともに有線放送等を活用し、積極的な誘客に努められている。

今後とも、当該施設が少しでも多くの方に満足して利用してもらえるように、引き続き指定管理者との連携を密にし、適切な指導を行われたい。